

令和2年度 事業計画

会員が製造販売する製品の品質、有効性及び安全性の確保等を目指し、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」への適切な対応を図るため研修会及び勉強会等を開催する。

また、迅速な薬事情報の収集・提供に努めるとともに、会員相互の融和と親睦を推進し、製薬業界の発展に寄与する。

1 研修会や講習会等の開催

安全安心な医薬品等を製造販売するための基準である、製造管理及び品質管理の基準（GMP・QMS）、品質保証の基準（GQP）及び安全管理の基準（GVP）等への取組を強化するとともに、特に、今年度は医薬品医療機器等法やGMP省令が改正・施行されるため、行政当局の御指導・御協力をいただきながら適切に対応していく。

また、国や関係団体等が行う研修会等へ積極的に参加し、情報の収集提供に努める。

- ・薬事研修会及び講習会（3月、10月予定）
- ・日本製薬団体連合会等が実施する研修会等への参加など

2 情報の収集提供や事務局機能等の強化

各種申請や届出等の電子化は日々進展しており、必要に応じて気軽に相談できる体制を整備する。

- ・各種申請や届出等についての相談体制の充実
- ・相談から派生した事案のフォロー体制の充実（会員と薬務衛生課双方の窓口の役割強化）
- ・熊本県製薬協会ホームページの強化（情報の随時更新）
- ・新規会員の加入促進など

3 会員相互の交流促進

会員相互の親睦と連携を図るため、レクリエーションや懇親会を通して会員相互の交流を図り、製薬業の発展に努める。

- ・親睦ゴルフ大会の開催（3/7）
- ・親睦ボウリング大会及び懇親会の開催（10月予定）

4 会員製造の県産医薬品等の情報発信

会員が製造販売する医薬品等の知識の普及を図るとともに、消費拡大を推進するために機会を捉えながら会員の製品展示を行う。

- ・協会事務所展示棚において常設展示
- ・県庁展示スペースにおいて商品展示
- ・くすりと健康の週間行事等においての商品展示など

5 製薬功労者の表彰（模範社員表彰）

永年にわたり製薬業務に精励し製薬業界の発展向上に功績のあった者に対して表彰を行う。

6 健康に関する行政施策等への参画

献血、薬物乱用防止、後発用医薬品安心使用・啓発等に関する薬務行政に対して積極的に協力するとともに、熊本県薬業団体連合会等の事業に参画し、相互の理解と連携強化を図り、薬業界の発展に努める。

- ・献血の推進
- ・薬物乱用防止運動へ協力
- ・後発医薬品の安心安全使用等の推進など
- ・熊薬連主催事業への参画(賀詞交歓会、祝賀会、団体長・理事会など)

7 総会、役員会及び情報部会等の開催

協会事業の円滑な運営を図るため定時総会、役員会及び情報部会等を開催する。

- ・定時総会の開催 (3/7)
- ・役員会 (3回/年) の開催
- ・情報部会(随時)の開催など